

人権だより

令和5年3月16日発行

第17号

人権課

☎229-3165 FAX 229-3366

一人一人の人権が尊重される津市をめざして

津市では、平成18年9月に「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定し、平成19年3月に「人権尊重都市宣言」を行いました。また、平成20年7月には「津市人権施策基本方針」を策定しました。

これらの条例や基本方針に基づいて、一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、さまざまな人権施策に取り組んできました。

この基本方針の策定から10年以上が経過しましたが、いまだに差別がなくならない状況があります。また、インターネット上での人権侵害事例も多発するなど、新たな人権課題が顕在化するとともに、人権課題そのものも多様化・複雑化してきてい

ます。

このような状況を受けて、平成28年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行されました。また、令和4年5月には「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行され、人権問題に関する相談体制の充実など、差別解消への取り組みが進められています。

津市においても、さまざまな人権課題に対応するため、基本方針の見直しを行っています。今後も、新しい「津市人権施策基本方針」に基づく人権施策を進めながら、一人一人の人権が尊重される津市をめざしていきます。



差別に負けとったらあかん

令和4年8月、母が人生の終焉しゅうえんを迎えました。

私が小学生の頃、母は先生と部落問題についてよく話をしていました。それが後に地域の親と先生で部落問題について語り合う会に発展し、母はその会に参加していました。私は自分が住んでいる地区が被差別部落であることを知ったばかりで、「部落差別って何なんや？」と子どもながらに興味を持ち、母とその会に参加しました。ここでは、時に母たちが泣きながら訴える姿や怒りをあらわに話す姿がありました。私は母たちが子どものことを思い、必死に語る姿を見て、「そんなに大変なことなんや」と思ったのと同時に、「自分はこんなに大切に思われているんだ」と感じたことをよく覚えています。

小学6年の時、好きな子を遊びでからかったことがあります。今思えば遊びだと思っていたのは私だけだったのでしょうか。その子は、相当腹が立ったのか「部落のくせに！」と言い放ちました。私は急に放たれたその言葉に衝撃を受け、何も言い返すことができませんでした。「部落差別なんて、昔のことやろ」と思っていた私が、初めての“差別”を感じた瞬間でした。そう言われた場面は、未だに脳裏に焼きついています。どれくらいの間、その言葉の意味を考えたでしょうか。何日

か後に自分一人で抱えきれなくなり、母にそのことを伝えました。後日、その言葉を発した子が両親と共に自宅を訪れました。私は父と母が相手に怒るのではないかと思い、ハラハラしながらその様子を見ていました。しかし、私の心配などは全く無用で、母は相手の話に耳を傾け、じっくりと話をしていました。話の中で、その子の叔母さんも部落差別によって勘当されていること、未だに実家と行き来ができていないことが語られました。



私が初めて部落問題に直面してから今まで、数々の部落差別につながる出来事がありました。全てに共通して言えることは、そのどれもが人と人とのつながりを切ってしまうということです。時には、大切な家族でさえも壁に阻まれ、遠い存在にしてしまいます。それが差別です。

母は「差別に負けとったらあかん」とよく言っていました。今、その言葉を母がどのような思いで言っていたのか考えることがあります。“自分が生きたい人生を差別によって奪われず生きてほしい”という願いから発した言葉だったのではないかと思います。人は時として“差別する側”にも“差別される側”にもなり得ます。私は、人と人とのつながりを切ってしまうような人間には決してなりたくありません。自分の差別心とも真正面から向き合い、これからも“差別に負けない生き方”をしていきたいです。それが母の願いでもあると思うから。